

小売業界に対する支援策等

1 経営改善に向けての支援策

(1) 「酒ローン」(低利融資制度)の創設

国民生活金融公庫の「食品ローン」に、経営改善計画を提出した中小酒類小売業者に対する低利融資制度(特利 0.75%(5年以内)、16.3.10現在(注)基準金利1.65%)を創設。(16年度)

信用保証協会の保証を活用することにより、無担保、無保証で2,500万円まで借り入れ可能。

(2) 経営改善計画の実施、転廃業の円滑化の「マニュアル」の作成

経営改善計画の達成に向けた実施方法、転廃業の選択から実施に至る必要なプロセスや留意点、事例等のマニュアルを作成。

(3) 経営改善計画に即した実践的な「研修会」の実施

経営改善支援研修会を倍増(14年度153回⇨15年度見込み300回)

(4) 「個別相談会」等の実施

転廃業を検討している者に対する個別相談会の実施、相談サイトの新設。

(5) 情報化への支援

IT研修会を倍増。(14年度46回⇨15年度見込み100回)

(6) 「モデル事業」の指定

共同事業、連鎖化事業等に積極的な取組を行う組合を「モデル事業」として指定し、各地に普及させるための調査研究。(16年度)

(7) 酒販協同組合に対する免許付与

酒類小売業者の共同購入機関(事業協同組合)に対する全酒類卸売業免許、媒介業免許の申請の処理等について弾力的に対応。

2 組合の活性化支援

新規免許業者に対し、酒販組合の役割・活動の内容等について、酒類指導官、酒類業調整官を中心に周知を行い、加入率の向上等を通じ、組合の活性化、各種施策の実効性を向上。

3 各署における組合の支援体制の整備等

(1) 相談体制の整備

小売酒販組合等への支援、連携強化を図る観点から、小売酒販組合、小売業者からの「経営改善」、「公正取引(措置請求等)」、「表示基準」等について相談・情報提供の窓口機能として、酒類指導官を設置していない税務署に酒類業連絡担当者を配置。

(2) 小売酒販組合との意見交換

行政としての支援策等を周知するとともに、小売業者の現状や経営改善への取組み状況等を聴取し、行政・組合一体となった今後の取組みについて議論するため、全署において組合との間の意見交換の機会を設ける。

4 地域の実情に即した指導

緊急調整地域に指定された地域については、経営改善の緊急性が高いことから、経営改善計画の実施の支援を早期かつ重点的に実施。

非指定地域についても、新規免許申請に対する厳正・的確な審査、表示基準の徹底、研修体制の確立を行うとともに既存業者の経営改善を指導。

5 公正な取引の確保

(1) 緊急措置法に基づく措置請求への対応

「不当廉売」「差別対価」を重点対象取引とし、取引実態調査、小売組合等から税務署が得た情報等をもとに国税局が公正取引委員会に措置請求。

(2) 小売酒販組合からの情報提供を積極的に受け、地域的な監視体制を強化。

特に緊急調整地域に指定されなかった地域については、酒類業調整官を中心に適切な監視体制について組合との連携を強化。

6 免許の厳正・的確な審査等

免許申請に対する厳正・的確な審査を実施するとともに、名義貸し等による無免許販売の取締りを徹底するため、酒販組合等との連携を強化。